

Client Alert

6 September 2017

ベトナム 公開会社の企業統治に関する規則

目次

関係者への貸付と保証に関する規制の明確化

機関設計の選択肢

独立取締役の新たな基準

利益相反防止のための規制強化

新たな情報開示義務

定款の新たな標準様式の発行

2017年6月6日、公開会社における企業統治を定める政令71号（Decree No. 71/2017/ND-CP）が公布され、8月1日より施行されている。政令71号は、2012年7月26日付で財務省が公布した公開会社における企業統治を定めた通達121号（Circular No. 121/2012/TT-BTC）に代わるものである。

政令71号は、現行の企業法の内容を反映したものであるが、利害関係者との取引、機関設計、利益相反行為、情報開示義務につき、より規制を強化している。

なお、ベトナム法上、公開会社には、上場企業の他、一定要件を満たす100名以上の株主を有する株式会社も含まれる。

関係者への貸付と保証に関する規制の明確化

通達121号では、公開会社は、その株主および「関係者」に対して貸付や保証を行うことが禁止されていた。ただ、「関係者」の範囲が明確でなかったため、公開会社の子会社も関係者に含まれると解される可能性もあり、公開会社によるグループ会社への貸付や保証において法的リスクが生じていた。

政令71号では、上記の公開会社による貸付や保証が禁止される対象には、公開会社の株主と株主の関係者のみが該当し、公開会社の関係者（子会社を含む）は該当しないことが明確にされた。また、この貸付と保証の禁止については、下記の3つの例外が定められている。

- (a) 公開会社が金融機関の場合
- (b) 株主が公開会社の子会社（国家保有分は除く）であり、2015年7月1日より前に株式持ち合い状態となっていた場合（2015年7月1日より前は親子会社間の株式持ち合いが許容されていた。）
- (c) 公開会社と株主の関係者が、同一グループに属する会社である場合（ただし、公開会社の株主総会または取締役会において必要な承認を得ることを条件とする。）

機関設計の選択肢

政令71号においては、公開会社は、機関設計につき以下の2つのパターンから選択できる。

- (a) パターン1：株主総会・取締役会・監査役会・社長

監査役会を設置する場合には、取締役会の構成員の3分の1以上が非執行取締役（社長、副社長、会計責任者または定款で定める役職者を兼任しない者）でなければならない。

- (b) パターン2：株主総会・取締役会・社長

監査役会を設置しない場合には、取締役会の下位組織として内部監査委員会を設置する必要がある。

また、取締役会の構成員の3分の1以上が非執行取締役、かつ、5分の1以上が独立取締役でなければならない。



なお、公開会社が上場会社である場合は、上記いずれの機関設計においても、取締役会の構成員の3分の1以上が独立取締役でなければならない。

独立取締役の新たな基準

政令 71 号では、企業法 151 条 2 項を引用し、独立取締役は下記の全ての条件を満たさなければならないことが定められている。

- (a) 当該会社またはその子会社のために現在業務を行っている者でないこと、かつ、当該会社またはその子会社のために直近 3 年間に於いて業務を行った者でないこと
- (b) 当該会社から現在、給与または報酬を受領する権利を有する者でないこと（取締役が受給する手当を除く）
- (c) 配偶者、親、子、兄弟姉妹が当該会社の主要株主または当該会社もしくは子会社の役職者である者でないこと
- (d) 当該会社の議決権の 1% 以上を直接または間接に保有する者でないこと
- (e) 直近 5 年間に於いて当該会社の取締役または監査役であった者でないこと

利益相反防止のための規制強化

政令 71 号では、通達 121 号よりも、公開会社における役職者の責任および規制が下表のとおり強化されている。

	通達 121 号	政令 71 号
取締役会会長	取締役会会長は、社長を兼任してはならない。ただし、株主総会での承認があれば兼任可。	取締役会会長は、社長を兼任してはならない。株主総会決議で、この兼任禁止を免除することはできない。 2020 年 8 月 1 日より施行
取締役	上場会社または大規模な公開会社の取締役は、5 社を超える他社の取締役を兼任してはならない。ただし、同一グループ会社の取締役であれば兼任可。	取締役は、5 社を超える他社の取締役を兼任してはならない。例外規定なし。 2019 年 8 月 1 日より施行
関係者との取引	公開会社と取締役、社長またはそれらの関係者間の取引は、株主総会または取締役会の承認が必要。	取締役と社長に加えて、公開会社と監査役、役職者またはそれらの関係者間の取引は、株主総会または取締役会の承認が必要。 2017 年 8 月 1 日より施行

新たな情報開示義務

公開会社における情報開示義務の遵守促進のため、政令 71 号では、公開会社は情報開示規則を適用すること、情報開示責任者を任命することが定められた。さらに、政令 71 号では、現行の開示義務につき下記のような変更がされた。

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



高田 昭英
コーポレート／M&A グループ
代表パートナー
03 6271 9478
Akifusa.Takada@bakermckenzie.com



松丸 知津
シニア・アソシエイト
03 6271 9747
Chizu.Matsumaru@bakermckenzie.com

- (a) 社長およびその他の役職者の報酬・給与につき、公開会社の年次財務報告書での開示が必要となった。
- (b) 会社の機関設計の変更について、国家証券委員会および証券取引所への報告並びに株主総会での変更承認から 24 時間以内の公開が義務化された。
- (c) 取締役とその他の役職者による当該公開会社により支配されている会社との取引についての開示義務に関して、定款資本の 50%超を保有されている場合に支配されている会社に該当することが明確化された。

定款の新たな標準様式の発行

通達 121 号では、公開会社の定款の標準様式が定められていたが、政令 71 号では、財務省が新たな標準様式を発行することが定められている。

ベトナムにおいて公開会社を対象とする買収案件も見られるところであり、企業統治体制の精査および変更の要否につき、今後、政令 71 号の定めに基づき検討が必要となる。

www.bakermckenzie.co.jp

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー 28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720

©2017 Baker McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。